

自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について
南丹市市営バス路線

R2.6.26現在

資料 1-1

	路線名	起点	経過地	終点	キロ程
1	五ヶ荘線	中央保育所前 南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地		上佐々江 南丹市日吉町佐々江太田谷72番地	14.0
2	世木線	中央保育所前 南丹市日吉町保野田垣ノ内5番地	日吉山の家	上谷 南丹市日吉町中世木越の前4番地	11.0
3	胡麻・志和賀線	殿田中学校前 南丹市日吉町殿田東小牧28番地	胡麻駅	畑郷 南丹市日吉町畑郷八坂26番地	11.3
4	日吉ダム線	日吉駅 南丹市日吉町保野田市野1番地4	スプリングス	府民の森 南丹市日吉町天若上ノ所25番地3	7.4
5	京北線	鶴ヶ岡 南丹市美山町鶴ヶ岡佃6番地1	安掛 下佐々江	周山 京都市右京区京北周山町西丁田20—2	35.0 27.9
6	知井線	和泉 南丹市美山町静原垣内7番地14	安掛	旧知井小学校前 南丹市美山町中勘定10番地	17.9
7	大野線	宮脇 南丹市美山町宮脇篠田75番地	大野ダム	和知駅 船井郡京丹波町本庄八田11番地1	25.4
8	宮島線	和泉 南丹市美山町静原垣内7番地14	宮脇	下佐々江 南丹市日吉町佐々江西角14番地2	9.8
9	鶴ヶ岡線	和泉 南丹市美山町静原垣内7番地14	鶴ヶ岡	洞 南丹市美山町豊郷路ノ上23番地	9.6
10	佐々里線	佐々里 南丹市美山町佐々里新ズルマン6番地	出合	旧知井小学校前 南丹市美山町中勘定10番地	14.8
11	知見線	知見 南丹市美山町知見大出合3番地		旧知井小学校前 南丹市美山町中勘定10番地	4.8
12	芦生線	芦生 南丹市美山町芦生釜蛇1番地	出合	旧知井小学校前 南丹市美山町中勘定10番地	13.4
13	福居線	丹波福居 南丹市美山町福居見館6番地	鶴ヶ岡	和泉 南丹市美山町静原垣内7番地14	11.4
14	河内谷線	河内谷 南丹市美山町河内谷蔵ノ本2番地		旧知井小学校前 南丹市美山町中勘定10番地	2.8
15	川谷線	川谷 南丹市美山町三埜久里谷18番地		大野 南丹市美山町大野広畑1番地	3.0
16	美山園部線	和泉 南丹市美山町静原垣内7番地14	下佐々江	園部駅西口 南丹市園部町小山東町溝辺6番地19	30.5
		旧知井小学校前 南丹市美山町中勘定10番地			38.9
		美山町自然文化村 南丹市美山町中下向56番地			39.1

南丹市営バスの料金体系

基準運賃

(単位：円)

			日吉町ゾーン	園部町ゾーン
				600
		美山町ゾーン	600	900
	京北町ゾーン	600	600	900
和知町ゾーン	900	600	900	1,200

※同一ゾーン内の乗車は300円とします。

定期料金

(単位：円)

基準運賃	通勤			通学			
	期間	1箇月	3箇月	6箇月	1箇月	3箇月	6箇月
300		6,300	17,960	34,020	5,400	15,390	29,160
600		12,600	35,910	68,040	10,800	30,780	58,320
900		18,900	53,870	102,060	16,200	46,170	87,480
1,200		25,200	71,820	136,080	21,600	61,560	116,640

割引パスの交付を受けた方で身体障害者手帳等の交付を受けている方は、提示により、割引パスの半額の適用後さらに割引旅客運賃の適用を受けることができます。(例：300円区間→80円)

南丹市市営バス運行管理規則の改正について

《提案の趣旨》

学校教育法第124条に規定する専修学校を通学定期券の適用範囲とすることで、学生の修学支援と利用者負担の軽減を図り、市民に寄り添った市営バス運営を行う。

【南丹市市営バス運行管理規則】

第3条 条例第5条に定める旅客運賃の種類別適用方法は、次のとおりとする。

(1) 普通旅客運賃

普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(2) 定期旅客運賃

ア 定期旅客運賃は、旅客が同一停留所を不定回乗車する場合に適用する。

イ 通勤定期旅客運賃は、適用する旅客の範囲を限定しない。

ウ 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する各学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所に適用するものとする。

【学校教育法】

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

【児童福祉法】

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。

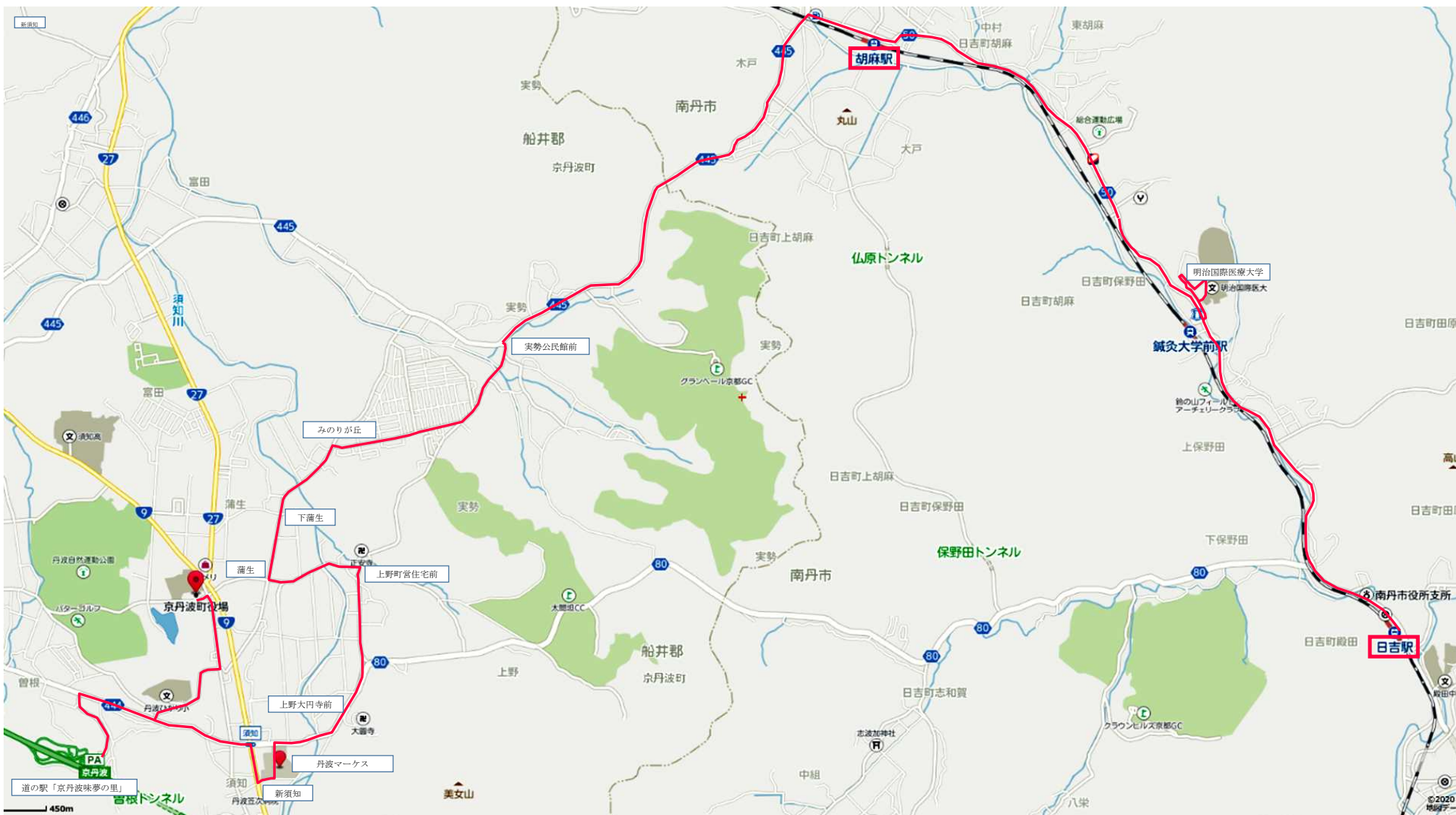
デマンドバス【日吉地域】

生畑・海老谷線の路線追加について



京丹波町営バス「丹波日吉線」の運行について

資料 4-1



丹波日吉線 時刻表

丹波日吉線		京丹波町役場 ⇄ 日吉駅				
京丹波町役場		7:15	9:10	12:15	14:15	17:15
味夢の里		7:19	9:14	12:19	14:19	17:19
新須知		7:24	9:19	12:24	14:24	17:24
丹波マーケス		7:25	9:20	12:25	14:25	17:25
上野大円寺前		7:26	9:21	12:26	14:26	17:26
上野町営住宅前		7:28	9:23	12:28	14:28	17:28
蒲 生		7:29	9:24	12:29	14:29	17:29
下蒲生		7:30	9:25	12:30	14:30	17:30
みのりが丘		7:32	9:27	12:32	14:32	17:32
実勢公民館前		7:34	9:29	12:34	14:34	17:34
胡麻駅(注1)		7:41	9:36	12:41	14:41	17:41
明治国際医療大学(注1)		7:48	9:43	12:48	14:48	17:48
日吉駅		7:53	9:48	12:53	14:53	17:53
日吉駅		8:01	10:09	13:08	15:08	18:01
明治国際医療大学(注2)		8:06	10:14	13:13	15:13	18:06
胡麻駅(注2)		8:13	10:21	13:20	15:20	18:13
実勢公民館前		8:20	10:28	13:27	15:27	18:20
みのりが丘		8:22	10:30	13:29	15:29	18:22
下蒲生		8:24	10:32	13:31	15:31	18:24
蒲 生		8:25	10:33	13:32	15:32	18:25
上野町営住宅前		8:26	10:34	13:33	15:33	18:26
上野大円寺前		8:28	10:36	13:35	15:35	18:28
丹波マーケス		8:29	10:37	13:36	15:36	18:29
新須知		8:30	10:38	13:37	15:37	18:30
味夢の里		8:35	10:43	13:42	15:42	18:35
京丹波町役場		8:39	10:47	13:46	15:46	18:39
運 休						
JR列車日吉駅接続上り		7:58	10:06	13:05	15:05	17:58
JR列車日吉駅接続下り		7:41	10:06	12:56	14:56	17:39
JRバス新須知接続上り		7:55	10:12	13:37	14:47	17:47
JRバス新須知接続下り		8:16	10:09		15:09	18:09
備考	(注1)の胡麻駅、明治国際医療大学については、降車のみとする。 (注2)の胡麻駅、明治国際医療大学については、乗車のみとする。					

令和2年度

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

《住民の移動手段改善事業》

令和元年度ネットワーク事業報告書及び留意点を参照

南丹市営バス及び南丹市デマンドバスにかかるバス交通活性化事業(日吉・美山地域) 報告書
南丹市の路線バス交通に関するアンケート調査結果について



次年度からの住民移動手段に

ひよし農の郷づくり協議会

令和元年度ネットワーク事業の報告書及び留意点に基づくネットワーク事業 令和2年度ネットワーク事業(住民の移動手段改善事業)

南丹市営バス及び南丹市デマンドバスにかかるバス交通活性化事業(日吉・美山地域)を基に作成

企画会議

地域振興課・高齢福祉課・教育委員会・社会福祉協議会・協議会



公共交通システム改善計画作成事業

ドアtoドアシステム作成事業

ドアtoドアシステム導入事業



富士通に委託

南丹市の路線バス交通に関するアンケート調査及びバス交通活性化事業を活用した計画作成業務

事業者への影響調査
市バス事業・デマンドバス事業・福祉有償事業の調査に基づく改善計画書の作成
システム構築・路線(フリー区間)・ダイヤ・時刻表作成

ドアtoドアシステム導入(案)
オペレーションセンター整備を含めること

ひよし農の郷づくり協議会交通部会



圏域住民 ワークショップ開催(案)

対象 民生児童委員から10名程度 交通部会委員 殿田小学校学校運営協議会
小学校児童によるワークショップ(10名程度)

ドアtoドア 運行実証実験(案) ⇒ **次年度より運行予定**

(エリア別事業者が無料で実証実験は可能(流動的)) 車両の購入も可能(変更申請)

事業完了 令和3年2月末

報告書作成完了 令和3年3月10日

令和2年度ネットワーク事業 《住民の移動手段改善事業》
令和元年度ネットワーク事業報告書及び留意点を参照
南丹市営バス及び南丹市デマンドバスにかかるバス交通活性化事業

「南丹市の路線バス交通に関するアンケート調査」 平成28年8月

《調査のまとめ》

上記の結果から、路線バスの利用率が低い背景としては、自家用車等の保有、家族送迎により、路線バスを利用しなくても移動可能な環境となっている世帯が多いことがあげられる。また、路線バスを利用している人・利用していない人両方で、バスの本数が少ない、

運行時間帯が短い、乗継が複雑、鉄道との乗り継ぎが悪いといった、利便性の低さや乗り換えの不透明さが、路線バスが移動手段とならないことの要因であることが分かった。これらのことから、路線バスの便数・利便性は運行地域の人口密度と密接な関係があるという前提があるが、乗継の複雑さや運行時間帯・本数の見直し等を行い、利便性の向上を目指せば、路線バスの利用を増やすことは可能であると考えられる。南丹市内路線バスの利用状況としては、81.1%の住民が「利用していない」と回答したが、81.1%の市民が「今後路線バスを使用する可能性がある」とも捉えることができる。これら公共交通の顧客になりうる住民へ向けて、利用促進策を発信していく必要がある。

《調査結果の活用》

南丹市においては、人口が減っていくなかで持続可能な公共交通体系の構築を行う必要がある、そのためには現在の公共交通体系の欠点を改善させた新しい公共交通のあり方を検討し導入していかなければならない。特に路線バス、公共交通の利用促進を図るには、「今後路線バスを使用する可能性がある」住民に向けて、1モビリティ・マネジメント(MM)の取り組みにより、自発的な行動の変化を導いていく必要がある。具体的には車中心の生活から、公共交通も選択できる生活にシフトさせていくことが重要であると考えられる。

本調査は現状の市内の交通手段や実態、路線バスの問題点や将来の需要を調査し、市民ニーズや提案の確認資料となるため、今後新しい公共交通のあり方を検討し、MMの取り組みを実施していく上での貴重な判断材料として活用していくこととする。

過去のアンケート調査並びに交通活性化事業を活かした住民の移動手段を構築 **(効率性の視点)**